

『軍縮研究』投稿規程

日本軍縮学会編集委員会

第1条 目的

日本軍縮学会の学会誌『軍縮研究』への投稿の手続を明確にし、投稿を促進するために、この規程を定める。

第2条 原稿の種類および使用言語

- (1) 原稿の種類は、「研究論文」、「研究ノート」、「特集関連論文」、「書評」とする。投稿者は、当該原稿がいずれの種類のものであるかを明示するものとする。
- (2) 原稿は、書下ろしの完成原稿で未発表のものに限る。
- (3) 使用言語は、日本語または英語とする。

第3条 投稿資格

日本軍縮学会の会員は、『軍縮研究』に「研究論文」、「研究ノート」、「特集関連論文」、「書評」を投稿することができる。

第4条 原稿の書式

- (1) 原稿の書式は、編集委員会が別に定める『軍縮研究』執筆要領に従う。執筆要領に従っていない原稿は受け付けないことがある。
- (2) 「研究論文」および「研究ノート」の場合、投稿原稿の冒頭に、本学会が規定する以下の3つの分野のいずれに該当するかを明示し、400字程度の要旨とキーワードを記載する。
 - ・I「核軍縮・不拡散、その他の大量破壊兵器問題」
 - ・II「ミサイル、宇宙問題、安全保障貿易管理、他の兵器（地雷、小型兵器など）」
 - ・III「テロリズム、地域紛争、平和活動など」
- (3) 投稿者は、別紙に、氏名（ふりがな）、所属、肩書、住所、連絡先（電話、FAX 番号、電子メールアドレス）、を明記する。

第5条 原稿の提出

- (1) 原稿の提出は、電子版による投稿を原則とする。提出先は、編集委員会のメールアドレス toukou@disarmament.jp とする。やむをえない事情がある場合には、編集委員会の許可を得て、紙媒体による投稿を認めることもある。
- (2) 原稿は Microsoft Word 版、A4 サイズ横書き（1 ページ 40 字×40 行）とする。本文・脚注・図表を含めた原稿の種類ごとの文字数の上限は以下のとおりとする。投稿原稿

は返却しない。

- ・「研究論文」 : 20,000 字
- ・「研究ノート」 : 20,000 字
- ・「特集関連論文」 : 15,000 字
- ・「書評」 : 2,000 字

第 6 条 投稿原稿の審査、掲載等

- (1) 「研究論文」および「研究ノート」は、編集委員会の選定する 2 名の査読委員による査読を受ける。
- (2) 採用・不採用は、査読結果を踏まえて、編集委員会が決定する。また、第 4 条(2)のいずれの分野にも該当しない論文が投稿された場合は、編集委員会の判断により、査読に回さずに不採用とすることがある。
- (3) 査読委員の意見が分かれた場合、第 3 の査読委員を選定して、さらに査読を行うことがある。
- (4) 投稿後、査読結果を踏まえて編集委員会から執筆者に修正要請を行うことがある。その後、1 か月以内に修正原稿の提出を求める。
- (5) 修正原稿はその後、査読委員による再度の査読を経て掲載の可否が決定される。
- (6) 著作権は、日本軍縮学会に帰属する。

第 7 条 改正

- (1) この規程は、必要に応じて編集委員会が改正する。
- (2) 改正された規程の発効については、理事会の承認を要する。